

氷川町（組合）教育委員会の業務に関する
点 検 評 価 報 告 書

（令和4年度事業）

令和5年11月

氷川町（組合）教育委員会

目 次

| | | |
|-----|--------------------|--------|
| I | はじめに | |
| 1 | 点検及び評価の主旨 | ・・・ 1 |
| 2 | 点検及び評価の対象 | ・・・ 1 |
| 3 | 点検及び評価の実施方法 | ・・・ 1 |
| II | 氷川町（組合）教育委員会の活動の概要 | |
| 1 | 教育基本目標 | ・・・ 1 |
| 2 | 教育重点施策 | ・・・ 4 |
| (1) | 学校教育の充実 | ・・・ 4 |
| (2) | 社会教育の充実と振興 | ・・・ 4 |
| (3) | 地域の歴史・伝統・文化の伝承 | ・・・ 5 |
| (4) | 社会体育とスポーツの振興 | ・・・ 5 |
| III | 主な事業の点検評価項目 | |
| 1 | 教育委員会の活動 | ・・・ 5 |
| 2 | 令和4年度 学校教育主要事業について | ・・・ 9 |
| 3 | 令和4年度 生涯学習主要事業について | ・・・ 22 |
| IV | 点検評価に対する外部評価委員の意見 | ・・・ 36 |
| V | 参考法令 | ・・・ 41 |

氷川町（組合）教育委員会に関する点検評価報告書

I はじめに

1 点検及び評価の主旨

氷川町（組合）教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、令和4年度の教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価等を行い、課題を明らかにし、取組の方向性を認識することで、より効果のある教育行政を推進する。

また、「氷川町（組合）教育委員会に関する点検評価報告書」を作成し、学識経験を有する者からの意見を付したうえで、氷川町議会及び氷川町及び八代市中学校組合議会へ提出し、併せて住民へ公表することで、より開かれた教育行政を推進する。

2 点検及び評価の対象

令和4年度の氷川町（組合）教育委員会が所管する主事業を対象とする。

3 点検及び評価の実施方法

点検及び評価については、令和4年度の氷川町（組合）教育委員会が所管する事業の取組状況を総括するとともに、そこでの課題や、今後の方向性を示しつつ、学識経験者の意見を付したうえで取りまとめを行う。

なお、実施にあたっては、氷川町（組合）教育委員会において点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を毎年氷川町（組合）議会に提出し、かつ氷川町ホームページで公表する。

II 氷川町（組合）教育委員会の活動の概要

平成27年度に新しく教育目標や施策の根本的な方針及び第2次氷川町総合振興計画に規定する基本的な方針を参酌し、本町が目指す基本的な教育の方向性を示した教育の振興に関する施策の大綱（5年計画）を次のとおり策定し3年目の活動となった。

1 教育基本目標

第2次氷川町総合振興計画（基本計画）に基づき、以下6項目の目標の実現を図る。

(1) 子どもの心と体を鍛える特色ある教育環境の充実

子どもの教育を取り巻く環境は、社会情勢の急激な変化に伴い多くの課題を抱え、学校教育のみならず社会システムの見直しをも迫られている。本町においても、子ども達をどのように育てていくか目標や計画を明確にし、それをすべての町民で共有することが急務となっている。地域ぐるみで子ども達を温かく見守り、氷川の豊かな自然・風土の中で子ども達がのびのびと成長できる教育環境を創造していくことが必要である。

① 子どもの心と体を鍛える特色ある学校教育の充実

本町の、「認め・ほめ・鍛え・励まし・伸ばす」教育行動指標を踏まえ、教職員の指導方法の工夫・改善に努める。その中で小中学校に導入したICTを有効活用し、教育活動の質的向上を図り、併せて、「主体的対話的で深い学び」を目指す「ひ・か・わ」型学習を実践し、児童生徒のさらなる学力の向上を図る。

また、いじめ・不登校問題の取組は、本町の「いじめ防止基本方針（令和3年2月改訂）」のもとに関係機関と連携し、未然防止と早期発見・解決に努めるとともに、命と人権を大切にする心の教育の充実を図る。

② 学校教育に関わる地域の参加促進

地域の人たちが学校と連携して子どもたちに関わるための機会や仕組の充実を図る。

地域の人材を活用するとともに、保護者や地域の声を学校運営に直接反映させ、よりよい学校づくりを進めるため、コミュニティ・スクールの充実を図り、地域学校協働本部事業と一体となった取組を強化し、持続可能な「地域とともにある学校づくり」を推進する。

③ 地域に密着した教育施設の充実と各種教育機関の間での交流・連携

特色ある教育活動と地域の連携による教育への町民参加を促進するための施設、環境の充実を図る。

教育の情報化と児童生徒の学力向上を目指し、ICT機器を効果的に活用した教育活動が展開できるようにICT環境整備を進めるとともに、教職員のICT活用能力を高めるための研修の実施や、ICT支援員配置による授業支援も併せて継続する。

また、八火図書館を核とした図書管理システムを学校図書館においても有効活用し、読書活動の一層の充実を図り、子ども達の豊かな心の育成に継続して努める。

(2) 地域づくりと一体となった学びの環境と機会づくり

「町づくりは人づくりから」を具現化するために、子どもから高齢者まですべての町民が生涯を通じて自らを磨くという視点で生涯学習活動を進め、地域と関わり、交流・体験することで更に学んでいくという意識をもつことが大切である。

幼少期から各地区の伝統行事や世代間交流、地区づくり活動へ参加できる環境と機会づくりを、地域の住民及び各種団体(子ども会、老人会、婦人会、文化協会など)と行政が一体となって推進する。

① 地域・学校・家庭が一体となって、幼児から青少年まで一貫して子どもの健全育成を見守る地域の環境と体制づくり

子ども会活動をはじめ、身近な地域で子どもの健全育成を見守り、推進する活動の充実を支援する。

子ども会、ジュニアリーダー活動においては、子どもたちの自主性を尊重した事業を計画し、活性化を支援するとともに、町PTA連絡協議会を中心としたPTA活動、青少年育成町民会議活動の充実、各種社会教育団体等との連携を図る。

また、子どもが活躍できる場づくりとして、休日等における子どもたちの自主的な活動の場として公民館等、地域の身近な場所の活用を図る。

② 地域の特色ある自然環境、まちづくりを活かした体験・交流機会の創出 地域の自然環境を活かした体験・交流活動や他のまちとの交流、更にまちづくり活動を通じた体験と交流機会の充実を進める。

ふれ愛スタディによる大空町との中学生交流により、他の地域の自然や文化・歴史を体感する研修交流事業の充実を図る。そして、地域住民・老人会・婦人会・文化協会と連携し、郷土芸能や文化財等の地域の教材を活用した「ふるさと『氷川学』」の内容充実を図り、学ぶ場所の拠点づくりを行う。

③ 身近な地域で生涯を通じて学習し、その成果を地域で活かせる仕組みや機会の充実

生涯を通じて学習する機会を得て、学習成果の発信や地域社会への貢献を通じ、ふれあいといきがづくりを支援する。

生涯学習の事業内容は随時精査見直しを行いながら、時代に即し地域住民のニーズに合ったメニュー作りに努めるとともに、各種団体の自主性を促し支援する。

そして、学んだその成果を地域に活かすことのできる環境の整備、充実に努め、活力ある地域社会の形成を目指す。

2 教育重点施策

学校教育と社会教育が連携して、町民一人一人が自己実現を目指し、健康で生きがいに満ちた生涯学習社会を実現するために、次の施策を行う。

(1) 学校教育の充実

「町づくりは人づくりから 人づくりは心づくりから」を合言葉に各小中学校及び地域社会が連携協働し、コミュニティ・スクールの充実を図る。教師は、児童生徒に愛情を持って接し、成長を見守りながら「人づくり・心づくり」の教育を推進する。

- ① 生きる力を育む社会に開かれた教育課程の編成・実施・評価
 - ・基礎基本の確実な定着と個性を伸ばす主体的・対話的で深い学び及び体験的学習の展開
 - ・道徳科の授業を要とした道徳教育の推進による心の教育の充実
 - ・体力の向上及び健康増進と安全教育・食育の推進
 - ・教育課程の適切な運用、評価と公表
 - ・コミュニティ・スクールや地域学校協働本部と連携した豊かな学びの推進
- ② 創意に満ちた学校経営と信頼される教職員
 - ・児童生徒の健全育成を目指す資質・能力を明確にした学校教育目標の設定
 - ・学校評価を生かし、地域とともにある学校づくりの推進
 - ・教職員の自己評価と学校関係者評価を生かした学校経営の充実
 - ・教職経験に応じた研修の充実
- ③ 学習環境の充実・学習活動支援体制の強化
 - ・学習環境の整備充実と適切な管理
 - ・児童生徒の安全確保と指導の徹底
 - ・地域と結びついた教育活動の推進
 - ・児童生徒の健全育成に関わる関係機関との連携

(2) 社会教育の充実と振興

歴史と伝統のある地域の特性を生かし、生涯にわたる学習を推進し、知識や教養、技術習得を目的とした各種教室等を開催、心の通い合う人間関係が構築できる町民の育成に努める。

- ① 社会教育推進体制の充実
- ② 青少年健全育成と福祉の向上を図る組織の効果的運営
- ③ 地域の施設・設備の充実

- ④ 各種教室等の充実と社会参加の奨励
- ⑤ 成人教育の振興と地域活動の推進
- ⑥ 家庭教育支援の推進

(3) 地域の歴史・伝統・文化の伝承

氷川町における文化の形成向上に努めるため、各団体・愛好会並びに諸関係機関相互の連絡連携と親睦協調を図り、文化意識の高揚と発展を目指す。

また、地域の歴史・文化を守り伝えるために、各地域の祭・伝統行事への支援を行い、地域の歴史を調査し、町民への啓発を行う。

さらに、かおり高い芸術文化のふれあいと創造を図るとともに、文化財の保護伝承と活用に努める。

- ① 芸術文化活動への理解と啓発促進
- ② 参加し創造する芸術文化活動の支援
- ③ 文化財の保存・活用の促進
- ④ 史跡の環境整備の促進
- ⑤ 郷土の伝統文化の保護と伝承

(4) 社会体育とスポーツの振興

スポーツ基本法に基づき、町内におけるスポーツの振興に努める。町民の親睦を図り融和的で明るい豊かな町づくりに寄与することを目的として、町民体育祭を年3回開催している。そのほか、各地区館による区民体育祭(仮称)の開催、各種選抜体育大会への選手の派遣及び育成強化等に努めている。

また、スポーツによる健康づくりとよりよい連帯意識の高揚を図り、豊かな町づくりを目指すために、氷川町スポーツ協会、八代郡スポーツ協会、総合型地域スポーツクラブを支援し、町民各層の生涯スポーツの振興に努める。

- ① 町民総参加による生涯スポーツの活動の推進
- ② 社会体育関係団体の組織活動の強化
- ③ スポーツ指導者の育成と体制の整備
- ④ 施設整備の充実と効率活用の推進

III 主な事業の点検評価項目

1 教育委員会の活動

教育委員会制度は、首長から独立した合議制の執行機関として、教育の政治的中立性の確保、継続性・安定性の確保、地域住民の意向の反映のための機能を果たしてきた。平成27年度の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育行政の責任体制を明確化するため、教育委員長

と教育長を一本化した新たな責任者として新教育長を置くことになり、教育委員会の指揮監督のもとにその事務を執行した。

教育委員会会議は、毎月1回と必要に応じた臨時会議を開催し、各種議案の審議の他、各小中学校の教育推進の状況及び教育長会議等の報告、各課の行事予定や実績報告等を行った。

首長と教育委員会が協議・調整する場として総合教育会議を2回開催した。また、小中学校や社会教育施設の実情等を把握する他、学校経営・授業等に対し指導助言を行うために、学校や社会教育施設を訪問した。

氷川町教育委員会委員・教育長

| 職名 | 氏名 | 任期 |
|----|---------|-----------------------|
| 委員 | 豊暉原 素 峰 | 令和2年11月23日～令和6年11月22日 |
| 委員 | 沼 田 則 子 | 令和3年11月23日～令和7年11月22日 |
| 委員 | 村 山 賢 一 | 令和元年11月23日～令和5年11月22日 |
| 委員 | 森 野 文 湖 | 令和3年11月23日～令和7年11月22日 |

| | | |
|-----|---------|----------------------|
| 教育長 | 太 田 篤 洋 | 令和3年 4月1日～令和5年 3月31日 |
| 教育長 | 西 村 裕 | 令和5年 4月1日～令和6年 3月31日 |

氷川町及び八代市中学校組合教育委員会委員・教育長

| 職名 | 氏名 | 任期 |
|----|---------|-----------------------|
| 委員 | 橋 永 高 徳 | 令和元年12月15日～令和5年12月14日 |
| 委員 | 広 田 敏 夫 | 令和2年11月20日～令和6年11月19日 |
| 委員 | 中 村 厚 子 | 令和元年 6月29日～令和5年 6月28日 |
| 委員 | 稲 田 和 也 | 令和3年 7月 1日～令和7年 6月30日 |

| | | |
|-----|---------|----------------------|
| 教育長 | 太 田 篤 洋 | 令和3年 4月1日～令和5年 3月31日 |
| 教育長 | 西 村 裕 | 令和5年 4月1日～令和6年 3月31日 |

教育委員会・総合教育会議の開催について

| 区分 | 期 日 | 付議事件等 |
|---------------|-----------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 令和4年 第4回会議 | 令和4年4月20日 | 〈議事案件〉 ① 氷川町小中学校部活動等大会出場補助金交付要綱の一部改正について 〈報告案件〉 ① 令和4年度氷川町(組合)児童生徒の教育指導 |

| | | |
|---------------|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | | <p>について</p> <p>② ふれあいスタディ in 大空について</p> <p>③ 教育長会議の報告について</p> |
| 令和4年 第5回会議 | 令和4年5月20日 | <p>〈議事案件〉</p> <p>① 氷川町立竜北中学校生徒英語検定受検補助金交付要綱及び氷川町及び八代市中学校組合立氷川中学校生徒英語検定受験補助金交付要綱の全部改正について</p> <p>② 氷川町文化財保護条例施行規則の制定について</p> <p>〈報告案件〉</p> <p>① 氷川町宿泊通学体験事業について</p> <p>② 教育長会議の報告について</p> |
| 令和4年 第6回会議 | 令和4年6月20日 | <p>〈議事案件〉</p> <p>① 氷川町体育協会補助金交付要綱の一部改正について</p> <p>② 氷川町社会体育表彰選考委員会要綱の一部改正について</p> <p>③ 氷川町及び八代市中学校組合の職の設置に関する規則の一部改正について</p> <p>〈報告案件〉</p> <p>① 令和4年度氷川町一般会計補正予算(第2号)(第3号)の概要について</p> <p>② 令和4年度氷川町及び八代市中学校組合一般会計補正予算(第1号)の概要について</p> <p>③ 教育長会議の報告について</p> |
| 第1回総合 教育会議 | 令和4年6月24日 | <p>(議 題)</p> <p>① 本町の特別支援教育について</p> <p>② その他</p> |
| 令和4年 第7回会議 | 令和4年7月19日 | <p>〈議事案件〉</p> <p>① 氷川町学校給食費補助金交付要綱の制定について</p> <p>② 氷川町及び八代市中学校組合立中学校給食費補助金交付要綱の制定について</p> <p>〈報告案件〉</p> <p>① 教育長会議の報告について</p> <p>② 八代中学校体育連盟総合体育大会の結果につ</p> |

| | | |
|----------------|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | | いて |
| 令和4年 第8回会議 | 令和4年8月24日 | 〈報告案件〉 ① 教育長会議の報告について |
| 令和4年 第9回会議 | 令和4年9月20日 | 〈議事案件〉 ① 文化財現状変更等許可申請について 〈報告案件〉 ① 令和4年度氷川町一般会計補正予算(第5号) について ② 9月教育長会議の報告について |
| 令和4年 第10回会議 | 令和4年10月17日 | 〈報告案件〉 ① 令和4年度氷川町一般会計補正予算(第8号) について ② 10月教育長会議の報告について 〈協議案件〉 ① 氷川町(組合)教育委員会の業務に関する点検 評価報告書(案)について |
| 令和4年 第11回会議 | 令和4年11月15日 | 〈報告案件〉 ① 氷川町及び八代市中学校組合議会定例会につ いて ② 令和5年氷川町二十歳の集いについて ③ 11月教育長会議の報告について ④ 氷川町(組合)教育委員会の業務に関する点検 評価報告書(案)について |
| 令和4年 第12回会議 | 令和4年12月8日 | 〈報告案件〉 ① 12月教育長会議の報告について |
| 令和5年 第1回会議 | 令和5年1月18日 | 〈議事案件〉 ① 氷川町全国大会等出場報奨金支給要綱の一部 改正について 〈報告案件〉 ① 令和4年度氷川町一般会計補正予算(第9号) について ② 令和4年氷川町及び八代市中学校組合補正予 算(第3号)について ③ 12月教育長会議の報告について |
| 令和5年 第2回会議 | 令和5年2月20日 | 〈報告案件〉 ① 令和4年度中学校組合一般会計補正予算(第4 号)について |

| | | |
|-----------|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | | ② 令和5年度中学校組合一般会計当初予算概要について ③ 2月教育長会議の報告について |
| 第2回総合教育会議 | 令和5年2月20日 | (議題) ① 教育の情報化の推進とICTを活用した授業改善について ② その他 |
| 令和5年第3回会議 | 令和5年2月27日 | 〈議事案件〉 ① 氷川町立小中学校管理規則の一部改正について ② 氷川町及び八代市中学校組合立学校管理規則の一部改正について ③ 教職員の人事異動(素案提示及び内申)について【秘密会議】 |
| 令和5年臨時会議 | 令和5年3月13日 | 〈議事案件〉 ① 氷川町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について ② 氷川町教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則について ③ 氷川町教育長の辞職願に対する同意について【秘密会議】 ④ 氷川町及び八代市中学校組合教育長の辞職願に対する同意について【秘密会議】 |

※主な審議事項を掲載

2 令和4年度 学校教育主要事業について

総括

小中学校5校では学校・家庭(保護者)・地域社会・行政が相互に連携・協働し、「地域とともにある学校づくり」を目的にコミュニティ・スクール(学校運営協議会)を推進した。学校・家庭・地域が連携した取組として、小学校では地域のボランティアによる「読み聞かせ」、「登下校中の見守り活動」や「ふれあいフェスタ」の実施などを行った。また、竜北中学校区、氷川中学校区の中学校区拡大学校運営協議会では小中学校9年間を見通した取組として「あいさつ運動」を展開した。

熊本県の「熊本県歯及び口腔の健康づくり推進条例」に基づき、むし歯予防

対策として、歯磨きや食生活習慣の改善などに加えて、フッ化物応用による歯質の強化に取り組んだ。

次に、近年の少子化の影響により熊本県内でも小中学校の統廃合が急速に進んでいる状況にあるが、氷川町内学校の児童生徒数については、令和3年5月1日と比較し、令和4年5月1日現在、小学校で33名減少し520名、中学校では2名減少し301名となっている。今後も推移を見守っていく必要がある。

◎子どもの心と体を鍛える教育環境の充実

1. 子どもの心と体を鍛える特色ある学校教育の充実

①特別支援教育支援事業

小中学校の通常学級に在籍する児童生徒のうち、食事や教室移動の補助等の学校における日常生活の介助、学習障がいの児童生徒の学習支援、注意欠如多動性障がい等の児童生徒に対する安全確保等の教育支援として、町内の小学校に10名、中学校に2名の合計12名の支援員を配置した。

この事業により年間を通じて個々の児童・生徒の特性に応じた学習や生活の支援が十分になされている。

◇事務局自己評価

年々児童生徒数は減少傾向にあるが、熊本県内では発達障がいと診断された児童生徒の多くが、通常学級に在籍している状況にある。

本町も県と同じ状況であり、通常学級にも支援を必要とする児童生徒が在籍する。そうした児童生徒に対して授業中はもとより休み時間や学校行事においても丁寧な支援を行い、個々の教育ニーズに応じたきめ細かな支援を行うことができた。

また、異学年が在籍する特別支援学級においても、必要に応じたきめ細かな支援を行い、校内の支援体制の充実を図ることができた。今後も継続することが不可欠と考える。

◇教育委員会としての評価や今後の方向性等

支援を必要とする児童生徒はこれからも増加傾向にあり、きめ細かな対応が要求されるため、専門性を高めるための研修を年間通して行い、支援員の資質の向上も図っている。特別支援の必要性はこれからも高まっていき、一人一人の特性に応じた対応が必要になるため、今後も教育委員会と就学前の幼稚園・保育所及び小中学校で連携しながら、状況にあわせ効率のよい配置体制を整える必要がある。また、有効な教育支援ができるよう研修の充実を図りたい。

② 特別支援教育総合推進事業

発達障がいを含む障がいのある幼児・児童生徒の社会参加に向けて、学習や生活上の困難を改善または克服するため、一人一人に応じた適切な指導や必要な支援を行い、更なる総合的な支援体制を整え、地域の関係機関と連携している。年間を通じた取組状況は、特別支援連携協議会の開催のほか、特別支援教育実務担当者会、特別支援教育コーディネーター研修会、特別支援教育支援員研修会を開催、八代市立八代支援学校の特別支援教育コーディネーターに依頼して各学校の巡回相談を実施した。

◇事務局自己評価

特別支援教育コーディネーター研修会では保育士や福祉施設担当者にも参加してもらい、子どもの実態に応じた支援について理解を深め、支援体制の充実と連携を図ってきた。なお、特別支援教育支援員の研修については、講師を招いての集合研修やOJT研修(オンザジョブトレーニング・現任訓練)を設定し、支援員の資質向上を目指している。

◇教育委員会としての評価や今後の方向性等

特別支援教育は、重要な教育制度であり、特別支援連携協議会や特別支援教育コーディネーター研修会の実施、巡回相談などを実施した。また、就学前から学校、家庭、担当者と特別支援教育支援員の連携など、支援体制の充実も図っていく。特別支援教育は人権を尊重し個々人の違いを認め合う社会の構築には重要なスタートになる教育であるため、特別支援教育支援員の意見交換の場や指導助言の機会など実態や要望に応じた研修等を企画・運営していく。

③ 小学校英語活動指導支援事業

小学校において新学習指導要領への全面実施に伴い、第3・第4学年の外国語活動、第5・第6学年の外国語のすべての授業に小学校英語活動支援員を配置して、ティーム・ティーチングを可能とした。

また、外国語教育担当会議を開催し、教職員の指導力向上の取組を実施した。その取組の一つとして、「外国語交流授業」を企画・実践し、小学校第6学年の外国語の授業と中学校第1学年の外国語の授業の円滑な接続と、小中連携した外国語教育の取組を充実させた。

◇事務局自己評価

小学校英語活動支援員とのティーム・ティーチングが可能となり、小学校における外国語活動及び外国語の授業の質の向上が図られた。また、町内小

中学校の外国語教育部会を中心に授業改善の取組や小中連携を進めることができた。また、小学校第6学年と中学校第1学年の授業に小中相互の職員が参加する「外国語交流授業」は、外国語教育の円滑な小中接続や指導法の学び合いにも効果的であった。

◇教育委員会としての評価や今後の方向性等

小学校の英語教育は、音声を中心に外国語に慣れ親しませる活動を通じて、言語や文化について体験的に理解を深め積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成しながらコミュニケーション能力の素地を養うことを目標としている。子どもたちは、これからのグローバル社会の一員として、外国語、特に英語によるコミュニケーション能力が求められている。この力の育成のために、今後も指導支援が必要と考える。

言語活動は継続こそが重要であり、4技能（聞く、話す、読む、書く）に加え文化や人的交流、ICTの活用など「顔の見える」規模である氷川町の強みを生かし、町内小中学校の外国語教育部会を中心に授業改善の取組や小中連携を進めていく。小学6年と中学1年の交流授業は円滑な継続的学びには重要であり、連携の必要性は大きい。

④ いじめ問題対策・不登校指導支援

国のいじめ防止対策推進法（平成25年法律71号）により氷川町いじめ防止基本方針を平成26年度に策定（平成28年4月1日に改訂、令和元年6月28日加筆・修正、令和3年2月改訂）した。町の基本方針は、いじめの問題への対策を社会総がかりで進め、いじめの防止等、家庭や地域・関係機関の連携等をより実効的なものにするため、町や学校における基本方針の策定や組織体制、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにし、いじめの防止等の取組を定めた。

令和3年度には、重大事態発生時の対応、本町におけるいじめ未然防止及び早期解消に向けた取組について審議をいただく「いじめ防止対策審議会」を新設して、第1回目を令和4年5月26日に、第2回目を令和5年3月9日に開催し、本町の取組について示唆をいただいた。

また、学校、教育委員会、町部局関係課、八代教育事務所、児童相談所その他の関係者の連携を図り、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「氷川町いじめ問題対策連絡協議会」を令和4年6月3日に開催した。

不登校指導支援については、町内の小・中学校から不登校児童・生徒の解消と新規の不登校児童生徒を出さないことを目的に、本町では学校教育相談員として退職教職員（養護教諭）の相談員1名を配置している。また、学校

の要請により県教育委員会からSC（スクールカウンセラー）やSSW（スクールソーシャルワーカー）の派遣を依頼し、個々の相談や問題解決にあっている。

また、令和4年度に不登校の未然防止及びその解消を図り、児童生徒の登校を支援するために、氷川町教育支援センター「ひだまり」を開設し、センター長と指導員各1名を配置した。令和4年度は2名の入室があり、学習、運動等の活動を通じて、学校復帰や社会的な自立を目指した支援を行った。

また、各学校との不登校児童生徒に係る情報交換会を学期に1回実施するとともに、町教育相談員と情報交換を行い、不登校や不登校傾向の児童生徒について対応等について意見交換を行った。

◇事務局自己評価

いじめ問題に関しては、6月3日に「氷川町いじめ問題対策連絡協議会」を、5月26日と3月9日に「いじめ防止対策審議会」を開催した。

会議では氷川町の小中学校におけるいじめ問題の現状を共有し、それぞれの専門家の立場から意見をいただいた。また、氷川町では重大事態に当たるいじめ事案は発生していないことを報告するとともに、万が一そのような事態が発生したら解決に向けて協力をいただくことについてお願いした。

熊本県では6月を「心のきずなを深める月間～いじめを許さない学校・学級を目指して～」と定め、いじめの未然防止をはじめ、さまざまな対策を推進している。本町においては、令和4年度も6月を「いじめ防止啓発月間」と定め、国道3号の本町宮原交差点に懸垂幕を掲げ、町の広報誌への掲載等による啓発に努めた。

令和4年度も11月に熊本県教育委員会が実施する「心のアンケート」を実施した。その結果を踏まえて、積極的ないじめの認知と取組を各学校において進めることができた。結果的に重大事態に至る事案はなく、認知されたいじめについても継続的な指導や経過観察によって、年度末までにはすべて解消することができた。

学校では「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ防止等のための教育相談体制、児童・生徒指導体制、校内研修などを体系的、計画的に実行するようにしている。各学校においては、熊本県教育委員会が実施する「心のアンケート」に加えて、学校独自に定期的なアンケート調査や教育相談を実施している。いじめは子どもの心に傷を残すものであるため、未然防止と併せて早期発見が重要となる。そういった点からも、学校独自で行っているアンケート調査や教育相談の質を高めて、早期発見に有効なものにしていく必要がある。

学校教育相談員は、規定により毎月実績報告を行い、相談員には児童・生

徒や保護者からの相談が、月に数十件寄せられ対応を行っている。主な相談内容は年間を通じ、不登校に関するもの、対人関係、進学、部活動、家庭、健康、心身の問題などである。

不登校の未然防止や解消を図るために、今後も継続的に相談活動を続けていく必要がある。

◇教育委員会としての評価や今後の方向性等

いじめの防止等の対策は、すべての児童・生徒が安心して学校生活を送り、様々な教育活動に取り組むことができるよう、いじめや不登校の裏に隠れた問題の早期発見・防止等、各学校を支援していくことが重要である。

不登校は児童・生徒の学力を保障していくうえで重要課題であり、不登校問題は学校だけでなく、家庭や地域社会も含めて取り組む必要がある。小学校低学年から、学校が楽しい学習の場であり、家庭と同じ安心安全の場であると認識させることが必須で、定期的なアンケート調査・教育相談等での実態把握により、SSWや児童相談所など専門家と連携し、きめ細かな対応をすることで児童生徒の教育環境改善を図る。

⑤フッ化物洗口事業

熊本県では、「熊本県歯及び口腔の健康づくり推進条例」に基づき、むし歯予防対策として、歯磨きや食生活習慣の改善などに加えて、フッ化物応用による歯質の強化に取組み、学校等でのフッ化物洗口を進めている。

本町でも全小中学校でフッ化物洗口に取り組んでおり、歯科衛生士を軸として、養護教諭と保健委員が協力しながら各学校で週1回実施している。

昨年度に引き続き、令和4年度も新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ボランティアの協力を中止した。

◇事務局自己評価

令和4年度もボランティアの協力を中止せざるを得ない状況だったが、養護教諭や保健委員の協力を受け、また学級担任の指導によりスムーズに実施できた。

歯科衛生士が指導を行う学級では、「正しい歯みがきの仕方」のほか、発達段階に応じた「学年別歯みがき指導」や「噛むことの大切さ」、歯・体の健康に大きくかかわる「だ液の働き」について指導を行い、児童生徒へ「歯の大切さ」の理解啓発を図った。

また、「フッ化物洗口だより」を発行、保護者へ配布することで、むし歯の早期治療と歯みがきや食生活の改善を家庭に促し、むし歯予防対策を進めている。

◇教育委員会としての評価や今後の方向性等

むし歯予防としてフッ化物洗口は有効であり、ブラッシングなどの指導も併せて行い、継続的にむし歯予防対策に取り組んでいきたい。歯の大切さは年少者から高齢者まで認知され始め、医療現場でも見直されているため、フッ化物洗口事業による効果の検証も行いながら、基本的な生活習慣を考え直し、口腔衛生の大切さを理解させるとともにむし歯の治癒率の向上も図っていく必要がある。

また、事業を継続していくために効果を検証し、むし歯ゼロを目指し、引き続き人材の育成と確保（歯科衛生士、ボランティア）にも努める。

2. 学校教育に関わる地域の参加促進

①小・中学校コミュニティ・スクール推進事業（学校運営協議会）

「地域とともにある学校づくり」を目的に、本町の小中学校5校すべてが学校運営協議会を設置した「コミュニティ・スクール」である。コミュニティ・スクールは年々増加し全国的に取組が広がっている。

各学校においては学校運営協議会を5回開催し、小中学校連携した取組を目指し情報交換等を行った。また、中学校区拡大学校運営協議会を竜北中学校区、氷川中学校区それぞれ3回開催し、小中学校9年間を見通した取組や「あいさつ運動」を展開した。

氷川町を総括する事業として、氷川町コミュニティ・スクール連携協議会2回と5校合同学校運営協議会1回の計3回を予定どおり実施した。

令和4年度は地域学校共同活動モデル地域指定事業の委嘱を受け、コミュニティ・スクールと地域学校共同活動の一体的な取り組みを、氷川町CSの日として公開した。新型コロナウイルス感染症の影響により、地域住民と児童生徒とが直接交流する機会は以前よりも減少しているものの、各校の学校運営協議会ごとに主体的に取り組み、より活動の幅を広げることへつながった。

◇事務局自己評価

中学校区拡大学校運営協議会の「あいさつ運動」の展開などの取組により、小中学校9年間を見通した活動ができた。また、広報活動の一環としてコミュニティ・スクール便りを作成し、学校運営協議会委員、保護者、地域住民等に送付、回覧し啓発を図ることができた。

「広報ひかわ」への掲載を令和3年度は隔月に行っていたが、令和4年度は活動の様子を毎月掲載することで、住民への周知・啓発活動により力を入れていきたい。

また、各学校運営協議会の主体的な活動が活発化してきているので、それ

ぞれの良さを生かし相乗効果を得られるよう、事務局としても情報交換の場をコーディネート・調整する取組を更に進めていきたい。

◇教育委員会としての評価や今後の方向性等

学校運営協議会と地域学校協働本部事業の連携・協働により「地域とともにある学校づくり」に努め、コミュニティ・スクールディレクターと地域学校協働活動推進員との連携で、運営がスムーズに出来るようになった。中学校区拡大学校運営協議会は、会議を重ね地域とともにある学校づくりに充実が図られた。

令和4年度も、熊本県の「くまもと教育の日」の一環で、従来の「次世代育成推進フォーラム」に変えて、「CSの日」を行った。各中学校区拡大学校運営協議会において熟議を重ね、委員を中心に郷土理解を深める活動や防災教育等の活動に主体的に取り組むことができた。新型コロナウイルス感染症の影響は大きかったが、コロナ禍の中でも各学校運営協議会が工夫を重ね積極的な活動が出来たことは今後の活動への期待となった。今後も引続き学校の課題解決に向けた意見反映を行っていき、家庭・学校・地域・子ども・行政の5者が連携し、課題解決に向けてそれぞれの力を発揮できる体制づくりを図り、さらに学校教育活動を支援し「地域とともにある学校づくり」を目指していくために、学校と地域が更に連携・協働し、コミュニティ・スクールの主体的取組を支援していく。また、地域の住民等に活動がもっと広く周知できるよう工夫したい。

3. 地域に密着した教育施設の充実と各種教育機関の交流・連携

①小中学校ICT環境整備事業 ※ICT（情報通信技術）

令和4年度にタブレット端末を小学校に85台、中学校に336台、プロジェクターを小学校に38台、中学校に8台整備した。ICT機器借上料は1,224万8千円である。

また、ICT機器の操作支援や授業及び研修支援を行う支援員を昨年同様に2名確保し支援の充実を図った。業務委託料は7,244千円である。

ICT機器導入により教育環境が充実し、魅力ある学校づくりを推進することができた。

また、ICT機器を授業に効果的に利活用することで児童生徒の学力向上が今後更に期待できる。

◇事務局自己評価

魅力ある学校づくりと学力向上を目的として小中学校5校に平成27年度

から3ヵ年計画で電子黒板・実物投影機・タブレット端末を整備した。令和2年度と4年度ですべてのタブレット端末の機器更新を行い、授業の中で有効活用が図られ、児童生徒の学力向上に役立っている。

また、すべての教職員を対象としたICT活用研修会を開催することで職員の指導技術向上を図り、更なる効果を期待している。

◇教育委員会としての評価や今後の方向性等

ICT支援員の継続配置により、指導する教職員の活用スキルの向上が図れた。今の時代に応じた教室づくりが出来ている。ハード面の充実と共に支援員の存在は欠かせない。

今後は、ICT機器の計画的な更新など、効率的なメンテナンスと指導技術向上のために支援員の配置などソフト面の支援の充実を行う必要がある。また、児童生徒がICT機器を利活用し、自律的・主体的な学習の展開も見られるようになり、これらの活動を学力向上につなげていきたい。

②学校教育施設整備事業

小中学校の教育環境を整えるための修繕や改修工事を実施した。

*宮原小学校床研磨及びウレタン塗装：314万6千円

*宮原小学校音楽室天井改修：123万2千円

*竜北西部小学校床研磨及びウレタン塗装：328万9千円

*竜北西部小学校体育館渡り廊下支柱屋根塗装改修：91万5千円

*竜北東小学校樹木伐採撤去処分：142万2千円

◇事務局自己評価

学校施設の老朽化等による修繕等を行い、工期限内に竣工した。

また、竜北東小学校玄関等にある3本の楠が大木となり、校内及び周辺の住宅敷地等への落葉が大量にあることから伐採、撤去を行った。いずれも事故なく契約期間内に完了した。

◇教育委員会としての評価や今後の方向性等

学校施設の老朽化は積年の課題であり、今後も計画的に、教育環境、学校教育施設の整備を実施していく必要がある。

◎学校教育係

①氷川町奨学金貸与事業

経済的な理由により就学困難な者に対して、本町では随時に貸与している。奨学金は高校、専修（高等）が月額1万5千円、大学、短大、専修（専門）が、月額3万円を無利子で貸与している。

なお、令和4年度の新規貸与申請は無く、36万円を貸与し、償還額は73万円であった。

◇事務局自己評価

奨学資金制度については、熊本県育英資金、日本学生支援機構奨学金などが本町の奨学資金貸与金額より有利なため、新規の貸与申請が少ない状況が続いている。

また、償還遅延者へは、償還者の生活状況を把握したうえで償還計画の見直しを提案し、文書や電話での督促を行い償還の改善を図っている。

◇教育委員会としての評価や今後の方向性等

コロナ禍で経済的に困窮する家庭が増加しており、経済的な理由で教育の機会が失われることがないように必要な援助を実施するとともに、引続き、償還者の状況を把握し、計画的に償還してもらい遅延がなくなるよう対応をしていきたい。

②就学援助扶助事業

経済的理由によって就学が困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対し、就学に必要な費用を援助する。就学援助を受けようとする保護者からの申請に基づき、世帯の所得額等により審査し、認定する。

◇事務局自己評価

各学校を通じて保護者宛てにチラシを配布し、制度の周知を図っている。

令和4年度は、小中学校合わせて116件を認定し、513万円を支給した。

◇教育委員会としての評価や今後の方向性等

度重なる自然災害や経済的困窮で、支援が必要な保護者が増加傾向にあるなかで、さらに、長引く新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済活動の制限から、経済的支援の必要性はますます高まっており、安心して学ぶことを保証する大切な事業である。

引き続き、申請期間の延長や遡及認定など、必要な対策を行っていく。

併せて、生活保護基準の見直しに伴う影響をうけないよう従前と同基準の運用を維持していく。

③ 氷川町人権啓発推進協議会（学校・就学前部会）活動について

会員の人権同和問題に対する基本的認識を高める活動を推進するために毎年実施している。

○レポート研修会の実施

竜北中学校区・氷川中学校区ともに令和4年5月31日（火）に実施し、教職員5名が発表した。両校区からのそれぞれ代表レポートが人同推協に推薦され、1名の報告が令和4年7月開催の第46回八代地区人権同和教育・人権啓発研究集会で発表された。

○人権同和教育講演会の実施

令和4年7月26日（火）、氷川町立竜北中学校において、社会福祉法人甘木山学園理事、子ども家庭支援センター長の坂口明夫さんを講師として招き、

「困らせる子ども、困っている子ども～子どもアドボカシーとは？～」という演題で人権同和教育講演会を実施した。

講演会では、坂口さんの生い立ちから、厳しい状況にある子どもの気持ちを理解するための支援の在り方について話を頂き、「学級の子どものことや普段の自分の子どもとの接し方について考えさせられた。」「虐待を受けた子どもの心理や行動がよく分かった。その子の起こしている行動だけでなくその背景を知っておかないと対応を間違えることもあると思った。」など、多数の感想が出された。参加者全員で部落差別をなくしていかなければならないことを強く意識する良い機会になった。

○人権同和问题学習に関する授業研究会の開催

令和4年11月17日（木）竜北東小学校で氷川ブロック授業研究会を実施。氷川ブロック担当の東陽小学校2分科会、竜北中学校3分科会の計5分科会で授業研究会が開催された。

○部落差別をはじめすべての差別をなくす人権子ども集会について

「2022年度人権子ども集会・フェスティバルin やつしろ」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、会場での開催は中止とし、オンライン等での開催となった。例年限られた児童・生徒が参加する学校が多かったが、各学校でより多くの児童・生徒が集会の様子や人権メッセージ等を視聴することができ、広がりが見られた。

◇事務局自己評価

人権同和教育講演会では多くの教職員などが参加し、家庭、学校、地域からの相談を受け、児童相談所や関係機関と連携し厳しい状況に置かれた子どもや家庭への様々な支援活動をされてこられた方の体験をお聞きすることで、参加者が部落問題を自分の問題として考える機会となった。

また、「人権 子ども集会・フェスティバル in やつしろ」は会場での開催は中止されたが、多くの児童・生徒がオンラインで視聴することができ啓発につながった。さらに、人権問題学習の実践を学期毎に進め、研究会等へ積極的に参加し、人権啓発に努めていきたい。

◇教育委員会としての評価や今後の方向性等

学校・就学前部会では、レポート研修会、人権同和教育講演会や人権子ども集会など多くの啓発活動が活発に行われているが、最も尊重されるべきは人権である。すべての言動は、人権に鑑み、学校のみならず町全体で人権について考える機会を積極的に作っていききたい。時々、立ち止まり振り返り、考える機会を持ち、他者の痛みを知り、自分の置かれた環境を見直し、誰もが生きやすい社会づくりを目指していく。

◎学校給食係

①学校給食事業

給食衛生管理マニュアルを町内の調理場に配布し、現場での改善点について確認を行いながら各調理場に適した内容となるように修正を行った。

また、定期的に各調理場の調査を行い改善箇所の抽出を行うことにより、作業方法、点検方法、機器交換等の改善を行い、安心・安全な給食が安定的に提供できるように努めた。

食中毒対策に関しては、対応マニュアルを調理関係者へ周知するとともに、各学校においても衛生管理の徹底を図るよう通知し、指導を行った。

さらに、長期休業期間を活用し全調理員を対象に「衛生管理研修会」を実施した。各調理場の衛生管理上の課題を様々な角度から検証し、その後の調理に生かすことができた。また、調理員の衛生管理への意識を高めることができた。

アレルギー対応については、文部科学省の「学校における食物アレルギー対応指針」について町内小中学校及び調理場に周知を図り、学校や保護者とも連携しながら個別対応を実施した。併せて「傷病等対応マニュアル」についても内容を取り組みやすいように変更し、各学校への周知徹底を図った。

また、年度当初から取り組める体制を整え、学校での対応会議や保護者との連携が確実にできるようにした。

給食費徴収事務については、給食費の徴収マニュアルに基づき、各学校とも連携して保護者の給食事業運営に対する啓発を進めている。長期にわたる滞納はないが、納入が遅れがちな家庭が増加傾向にあった。しかし、各学校の努力により令和4年度も滞納はなかった。今後も早め早めの働きかけを行っていく必要がある。

また、原油価格の高騰等により様々な物価上昇に対する保護者の負担軽減として、臨時交付金を活用した学校給食費に対する補助を行った。

給食施設の充実については、児童・生徒に安全で安心な給食を安定供給するため「学校給食衛生管理基準」に基づく見直しを図るとともに、老朽化した機器の修繕や部品の更新を行った。また施設の老朽化による天井材の落下が見られたため令和5年度、6年度で改修工事を実施するための設計委託を行った。

◇事務局自己評価

「学校給食衛生管理基準」等に照らして機器の交換、施設の改修等を進めている。また、食物アレルギー等を有する児童生徒への対応で新たな危機管理が重要となってきており、関係職員への対応マニュアルの周知徹底を図るため研修等を継続的に行っていきたい。教育委員会と学校、保護者の連携を図り、安全な対応食の提供が確実にできるよう細心の注意を払いながら取り組んでいく必要がある。

◇教育委員会としての評価や今後の方向性等

・学校給食は、食育の観点から大切な役割を果たしている。食は、生きる上での基本であり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と、「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる児童生徒を育てる食育を構築する。

・町内の給食調理場は施設・調理機器ともに老朽化が進行している。施設を長寿命化するため、計画的に改修等を加えていく必要がある。

また、古い調理機器については、常に点検を行い故障する前の早目の対応を行うとともに、計画的に調理機器の更新を行っていく。

・安心・安全でおいしい学校給食を提供する上で調理員の人数確保は重要な課題である。

そのため、あらゆる方法で募集を行い、人材確保ができる体制を整えていく。

3 令和4年度 生涯学習主要事業について

総括

令和4年度の生涯学習、生涯スポーツの分野は、新型コロナウイルス感染症の影響により例年通りの事業が実施できなかった。

各社会教育・体育団体等の行事が中止となるなか、コロナ禍における子ども会や各地区館、文化協会、スポーツ協会等をどのように支援ができるのかを模索した1年となった。

コロナ禍においても、いつでも、どこでも、そして誰もが楽しく学習できる体制づくりを目指すとともに新しい生活様式に則した各種講座を開設して学習機会の提供を行った。

1. 社会教育事業

地域における社会教育活動の振興を目指し、人権啓発活動や文化活動などに対する条件整備を行うとともに将来を担う青少年の健全育成を図ることを目的として次の事務事業を実施した。

① 二十歳の集い

青年が自立した社会人として責任ある態度を持ち、愛郷心をもってよりよい社会を築くために貢献することを決意し、二十歳という節目を祝うため、1月3日に二十歳の集いを開催した。

(対象者120人、参加者94人 参加率78.3% 前回比-6.7%)

◇事務局自己評価

二十歳の集いは、青年が自立した社会人として責任ある態度を持ち、愛郷心をもってよりよい社会を築くために貢献することを決意し、二十歳という節目を祝う行事であり、その式典を自分たちで運営することは、自主性を高めるうえで有意義なことととらえる。コロナ禍において感染対策を実施するなかでの式典であったが、混乱なく開催することができた。人生の節目の行事を工夫し、実施できたことは更なる成長へと繋がる効果が期待できる。

◇教育委員会としての評価や今後の方向性等

式典は、二十歳を迎えるまで多くの方々に育て、支援いただいたと感じられる内容となっている。式典の内容や感染対策などを検証し、コロナ禍でも開催を継続していきたい。

② 文化財保護事業

平成28年4月の熊本地震により大野窟古墳が被災したため、大野窟古墳の羨道部にある墳丘空洞部に発泡ウレタンを充填して、墳丘の崩落を防止する工事を令和2年に実施し、その後、毎月羨道部等の点検を目視により実施している。そして、保存活用の観点から保存団体・所有者に支援を講じ、遺跡等では定期的な草刈を行っている。

また、新たに令和3年度から国史跡野津古墳群（端ノ城古墳）の景観と災害等に備えるため支障木の伐採を行っており、令和3年度は29本を文化財保護委員と協働で伐採し、令和4年度は26本の支障木の伐採を行った。

このほかにも、旧中島邸の除却を始めヤギを活用した除草にも取り組み景観保護に取り組んだ。国史跡大野窟古墳についても、景観と近隣の梨畑への風倒木の被害を事前に防ぐため所有者による支障木の伐採が行われた。

この他にも町指定文化財の保存・管理を目的に毎年除草作業を行っている。

◇事務局自己評価

国指定史跡野津古墳群、大野窟古墳の保存活用計画策定に伴い、これらを有効利用して、地域振興を図るための方策を検討する機会になると考えられる。

また、文化財への理解、地域への愛着を深めることを目的に、小・中学生へ向け文化財の授業並びに一般向け文化財案内などを行い、広く文化財について情報発信を行っている。今後、文化財の保存、活用について、町民や学校に対してのさらなる働きかけが必要である。

◇教育委員会としての評価や今後の方向性等

氷川町の歴史、文化を学び郷土への誇りや愛着といった郷土愛を深める学習や活動の場として、ふるさと「氷川学」を更に充実させていく必要がある。

また、指定地区の公有地化が完了し、さらに指定文化財等の周知活用や、小中学生や一般の町民に向けた学習の機会等、町内外への文化財に対する関心を高めるための取り組みを充実させていく。

③ 青少年育成事業

関係団体代表者による会議を開催し、青少年を取り巻く環境について地域ぐるみで統一した意識付けを行い、それぞれの組織でできることを確認しながら、街頭補導等を実施した。また、例年青少年育成町民会議及び子ども会（桜っ子クラブ）との共催でのクリスマスケーキづくり、作業をとおして交流の場をつくるミニ門松作りを実施した。

インターネット利用に伴う犯罪被害が多発する中、今後も青少年の成長を見守り、事業の重要な柱として、各家庭でのルールづくりの推進など啓発活動を

実施していく。

「地域の宝」である青少年の育成は、豊かなまちづくりを行ううえで不可欠である。

◇事務局自己評価

令和4年度については、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となった事業もあるが、今後も青少年の健全な育成を図っていく。

◇教育委員会としての評価や今後の方向性等

少子化により、青少年が集う機会も減ってきており、協力体制の見直し等も必要と思われる。青少年育成事業に関心を高め、町全体で青少年を育成する取り組みを充実させていく。

④ 人権啓発事業

平成25年度より県補助を受け地域人権教育指導員を配置し、本年度で11年目となる。子ども達の自尊感情を高めるために「人権こども教室（ワオクラブ）」を立ち上げ、年間を通して活動している。令和4年度は7回実施した。

また、毎月、「広報ひかわ」に人権尊重について掲載し、同和問題をはじめとする様々な人権問題に対する基本的認識を深めるとともに、「人権尊重のまちづくり」の推進を行った。

7月に開催された八代地区人権同和教育・人権啓発研究集会には、学校、町職員・社会教育関係団体から関係者が人権教育の学習の場としてオンライン視聴で参加し、人権意識の向上を図った。

12月に開催している、「人権 子ども集会・フェスティバル in やつしろ」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため人権パレードは実施せず、Web配信を実施した。

2月、八代人権同和教育推進協議会総括学習会は、毎年、本町の文化センターで開催しているが、令和4年度は桜十字ホールやつしろで実施した。

1年間の人権教育及び啓発について活動を振り返り、各々の反省と来年に向けての課題を再認識した。

氷川町人権啓発推進協議会社会教育部会では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策のため講座の開催方法も変更して、「Web講座」による人権啓発ミニ講座を実施した。

◇事務局自己評価

平成26年度から本格的に開催するようになった子ども人権教室では、参加児童の成長を感じるなどの保護者の声もあり、今後も継続して実施すべき

と考えている。

また、町民全体や町職員に対しては、講演会・研修会参加、広報紙掲載等で啓発に努めているものの、充分とは言えず、各種団体への出前講座など啓発活動に工夫が必要と考える。

◇教育委員会としての評価や今後の方向性等

人権啓発や社会教育事業の啓発・周知はさらなる努力が必要であり様々な機会を活用し、今後も継続して取り組む。

⑤ 地域学校協働本部事業

地域学校協働本部事業とは、地域全体で学校教育を支援するため学校と地域との連携体制を構築し、多様な形態の学校支援を行うことと、すべての親が安心して家庭教育を行うため、家庭教育支援体制を作り保護者の学習の機会や親子で参加する行事の企画提供などの活動支援を行う事業である。平成20年度より国・県の補助を受け事業を実施している。3名の地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）により事業を継続実施しており、学校の希望に対しての取組など、多くの取組を持続して行うことができた。

また、令和4年度は、地域総ぐるみで地域を担う氷川っ子の育成を進めるために、地域学校協働本部は、学校運営協議会と地域学校協働活動のさらなる充実を目的に熟議を行った。

◇事務局自己評価

地域学校協働本部事業は、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）と連携し、さらに継続していくべきと考える。

また、学校への支援だけでなく、ボランティアとして参加の老人会や婦人会等の方々にとっても、やりがいを感じる良い機会になっている。

◇教育委員会としての評価や今後の方向性等

地域学校協働活動推進員の活動により事業は堅実に展開されている。地域の力を学校教育に活かしていく地域学校協働本部事業は、学校運営協議会と連携し、益々充実していく必要がある。たえず積極的に地域との接点をとりつつアンテナを張っていかなくてはならない。

また、児童、生徒の見守り・あいさつ運動などを通して様々な団体の協力・理解が必要になるため、住民に対し活動内容の周知が必要と考える。

⑥ 全国大会等出場激励

氷川町民（町内の中学校部活動を除く）が町や県の代表として九州大会や全

国大会、国際大会へ出場することを激励し、国道3号宮原交差点に看板を設置して広く町民に周知するなど町スポーツ振興、文化振興に一役を担った。

また、令和元年度には要綱改正を実施し、対象となる大会の拡充や支給回数、支給額に関する上限の規定を設けた。今年度は、93人の選手が氷川町の代表として大会に出場した。

支給対象者数：延べ93人

設置看板枚数：75枚

激励会開催回数：8回

◇事務局自己評価

要綱の改正により、南九州大会が支給適用となったことで、南九州大会に進出した町民に対しても町を挙げて激励することが出来るようになった。激励に伴い看板を国道3号宮原交差点に固定式の掲示施設が設置され、町民への周知だけでなく、子どもたちの励みや目標となっている。

また、国道沿線に掲示することで町外者に対して氷川町のPRにもつながっている。

◇教育委員会としての評価や今後の方向性等

氷川町民（町内の中学校部活動を除く）が町や県の代表として九州大会等へ出場する際に報奨金を支給し、国道3号宮原交差点に看板を設置して広く町民に周知することは、選手等の励みや目標となっている。本事業を継続することにより、さらなる文化・スポーツ振興の活性化に努めたい。

2. 公民館事業

地区住民の多様化・高度化する学習ニーズや生涯学習社会への進展に即応し、生涯を通じて明るく豊かな生活を送るための趣味や教養など各自の資質を高めるよう学習機会を提供し、いつでも、どこでも、楽しく学べる環境整備に努め、併せて健康増進及び文化振興に寄与できるよう事務事業を展開した。

①地区集会所施設等建築費補助事業

地区住民の活動拠点として位置付けられる地区集会所の条件整備に対し、新築及び増改築又は修繕に要する費用を補助し、地区拠点づくりの支援を実施した。

令和4年度は、改修費として1地区（西上宮）へ683,294円補助した。

◇事務局自己評価

集会所施設補助金建築費補助金については、地区住民の地区づくりの活動拠点となる施設の整備補助事業であり、継続していく必要があると考える。

◇教育委員会としての評価や今後の方向性等

集会所施設補助金建築費補助金については、地区住民の地区づくりの活動拠点となる施設の整備補助事業であるため、教育委員会として引き続き支援していく必要がある。

② 生涯学習講座事業

ふれあい大学では例年、学習講座や健康づくり体育祭、バスハイクなどを年10回開催している。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響もあったが、例年通りに実施した。

つばめ学級（婦人学級）では、10月にダンス講座（フラフープダイエット、ストリートダンス）各4回を開催し、13名の受講があった。

また、地域住民の教養や趣味などを高めるための講座では、感染リスクが比較的低い、野外活動であるキャンプ飯講座を10月に開催し、15名の受講があった。

◇事務局自己評価

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、令和3年度に続き、多くの事業が実施困難な状況となったが、コロナ禍においても可能な範囲で、住民の教養や趣味などを高めることに努めた。

◇教育委員会としての評価や今後の方向性等

ふれあい大学は、「高齢化社会」と言われる中、高齢者がやりがいを持って取り組むことを見つけやすい町づくりがなされるのは、意義深く、学習講座は、教養や趣味などを高める場として、魅力ある学習内容とならなければならない。コロナ禍において生涯学習講座事業は活動が制限されるが、オンライン形式や感染リスクの低い活動など、開催方法を検討するとともに多くの町民のみなさんに受講していただけるよう対象年齢や時期等を含め内容の充実とニーズにあった講座、参加したくなる講座の展開が望まれる。

③ 文化振興事業

文化活動に関心のある愛好者の発表の場として、例年11月の文化祭や9月の演奏会など文化協会の自主活動を支援（文化協会助成金117万円）しなが

ら豊かな人格形成の涵養と活動レベルの高揚に努めてきている。令和3年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴い中止となったが、令和4年度については、9月25日に文化講演会及び十五夜お月さん演奏会を11月3・4日には文化祭を実施することができた。

◇事務局自己評価

今回は、コロナ禍で今まで中止となった各種事業を実施することができた。文化協会の事業については、協会の資質向上を目指し、相互のふれあいを大切にして事業を展開しており、協会の自主運営をさらに援助し住民の意向を調整しながら会の運営を進めていきたい。

◇教育委員会としての評価や今後の方向性等

新型コロナウイルス感染症拡大により多くの事業が中止になる中、文化講演会及び十五夜お月さん演奏会を実施することができた。文化協会事業として、今後は、コロナ禍以前の事業を実施していきたい。

④ 公民館大会開催

社会教育事業の1年間の総決算としての各種生涯学習の活動成果として実践発表し、65名の参加があった。

◇事務局自己評価

公民館大会は、1年間の集大成として、今まで学習してきたことや、生涯学習の成果を発表する場であり、毎年2月下旬から3月上旬に実施している。

◇教育委員会としての評価や今後の方向性等

公民館大会は、生涯学習の1年間の活動の発表の場であることから、より多くの方が参加されるよう人権啓発集会と共催し開催をするようになったが、さらに工夫が必要と考える。

⑤ 社会教育活動団体

社会教育に果たす役割が高い婦人会やPTA連絡協議会に自主活動の促進と自立性を尊重しながら、諸活動の支援に努めた。

◇事務局自己評価

社会教育活動は、婦人会、青年団及びPTA連絡協議会など、地域活動に不可欠な団体の協力を得なければ成り立たないが、会員を増やしていくことが

最大の課題である。特に青年団活動は、会員も少なく事業も停滞気味であることから、積極的な関与をしていくべきと考えている。

◇教育委員会としての評価や今後の方向性等

婦人会、青年団及びPTA連絡協議会など、地域活動に不可欠な団体の協力を得なければ社会教育活動は成り立たないため、教育委員会として活動の支援をしていく必要がある。

⑥ 人材育成事業

・宿泊通学体験事業

町内小学校6年生を対象（全4クラス98名）として各家庭から離れ、立神峡「里地屋敷」で2泊3日の集団共同生活を行い、自主性、自立性及び協調性を培い、家庭内における自分の役割に気づくとともに社会の基本ルールを遵守できるような体験事業を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により中止した。

・人材育成交流事業（ふれ愛スタディ事業）

さまざまな分野での交流活動を展開する北海道大空町との中学生の相互交流として、町内中学校に在学、又は町内に在住する中学2年生を対象に事業を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により中止した。また、交流事業の中止に伴い、代替事業としてオンラインによる交流を実施した。

◇事務局自己評価

宿泊通学は、日頃は恵まれた環境で生活している児童が、昔ながらの暮らしぶりを体験することにより自主性、自立性、協調性を育む機会となっているが、宿泊形態の事業であり、コロナ禍においては実施が困難である。

日帰り形態への変更や体験内容を検討する必要がある。友好町である大空町との交流事業については、中学2年生という節目の時期に環境の違いに触れる学習の場を提供できている。

ホームステイや移動時の感染拡大地域の経路など、コロナ禍において実施が困難な点があるが、両町の友好関係をはぐくむ意味からも継続して交流をするため、代替事業としてWeb会議ツールを利用したオンライン交流事業を実施し、竜北中学校生徒会（9人）、氷川中学校生徒会（8人）、女満別中学校生徒会（9人）、東藻琴中学校生徒会（5人）の参加があった。

◇教育委員会としての評価や今後の方向性等

宿泊通学体験事業については、6年生を対象とした集団共同生活を行い、家

庭から離れた生活を経験することによって、少年期における人間形成の一役を担っていると考える。コロナ禍における事業の在り方を検討しながら、今後も事業を継続していく。

人材育成交流事業「ふれ愛スタディ」は、より広い視野を持ち地理・歴史・文化の異なる北海道に触れ人々と交流を持つことにより、子どもの人としての成長に役立っている。コロナ禍における事業の在り方を検討しながら、今後も友好町、大空町の関係者の協力を得ながら事業展開する必要がある。

⑦ 八火図書館事業

情報、教育、文化の拠点として、人づくり、地域づくり、まちづくりに貢献することが事業の狙いである。

読書離れや活字離れが進みつつある昨今において、本に対する認識や読書意欲の高揚を図るため、読書活動機会の提供に努めた。年度末蔵書数は4万7,292冊、令和4年度貸し出し総数は1万517冊、年間利用者数は5,103人となっている。

・第34回文学散歩

目的：文学散歩は、氷川町民を対象に、熊本にかかわりのある作家や文学作品等に係る各所の文学的史跡や資料館、博物館等を訪れたり散策したりすることを通して、作家や作品への理解を深めるとともに町民の読書意欲を高める契機とする。

期日：令和4年11月16日（水）

内容：夏目漱石「二百十日」をたどる ～阿蘇方面～

・八火図書館本まつり

目的：日頃読書をする機会が少なくなった小中学生から読書感想文及び感想画を募集し、読書活動を通じた感性や表現力、想像力の向上に努め、年少期からの心の豊かさを育む機会として開催している。

期日：令和5年2月11日（土）

場所：氷川町公民館

読書感想文・感想画応募数

読書感想文：小学生38点、中学生58点（合計 96点）

読書感想画：小学生93点、中学生38点（合計131点）

・リサイクルフェア

目的：八火図書館で利用しなくなった図書や雑誌等は無償で譲渡することで資源の有効活用をはかる。

期 日：令和4年12月1日（木）から12月15日（木）

令和5年 3月1日(水)から 3月15日(水)

場 所：氷川町八火図書館

譲渡冊数：12月一般書・児童書20冊、雑誌46冊

3月一般書・児童書72冊、雑誌41冊

◇事務局自己評価

八火図書館は、平成27年4月に開館し、8年を経過した。4年度中は、より広く知ってもらえるように案内・紹介を進めるとともに、利用者のニーズに合った図書資料の収集やイベント等の工夫をすすめている。また、八火図書館で利用しなくなった図書や雑誌を無償で譲渡する「リサイクルフェア」を開催し図書資源の有効活用を図った(譲渡実績：一般書・児童書92冊、雑誌87冊)。今後これまで以上に、情報、教育、文化の拠点として、町民の利用を促進するため、竜北歴史資料館と連携した読書会などイベントの充実のため、八火図書館協議会で検討を進めていく。

◇教育委員会としての評価や今後の方向性等

八火図書館事業は、既存の読書啓発事業の他に、定期的に「読書会」を開催するなど話題づくりに努めたい。また、竜北歴史資料館や、学校との連携を図るとともに、文化的活動の拠点として今後も環境整備や図書の充実に取り組む。

⑧竜北歴史資料館事業

本町の干拓史の資料や日本外交に大きな足跡を残した内田康哉氏関係の資料を所蔵し、保存に努めながら資料の公開を行っている。

干拓史の啓発活動として、随時学校等への案内・説明を行っている。

図書活動として、八火図書館との連携を図り、蔵書の補完などを行うなど図書館機能を充実しながら利用者に対する利便性の向上に努めている。年度末蔵書数は1万2,143冊、令和4年度貸し出し総数は1,621冊となっている。

また、新型コロナウイルス感染防止の観点から図書消毒機を利用し感染防止対策を講じた。

◇事務局自己評価

図書充実のため、蔵書の補完を行った。また、老朽化した池の木橋の架け替えと資料室に空気清浄機を備え利用環境の改善及び施設機能の充実を図った。

◇教育委員会としての評価や今後の方向性等

図書館機能と氷川町の干拓史、日本外交に大きな足跡を残した内田康哉氏関係の資料を展示した特徴ある施設であり、特に竜北西部小学校校区の地域学習の場として活用されている。八火図書館や学校図書室と連携し、読書習慣の向上に向け取り組んでいく。

3. 社会体育事業

スポーツの普及、町民の健康増進並びに体力の維持・向上を図り、町民が健康で明るく豊かな生活を営むため、年に3度の町民体育祭を通じて軽スポーツ、レクリエーションスポーツといったニーズに沿ったスポーツ活動を推進する。社会体育全般において、町民相互の融和と健康を目指して様々な活動を展開しているが、令和4年度は新型コロナウイルスの影響を受け、夏季大会は中止となったが、秋季大会、冬季大会については、新型コロナウイルスの感染予防を行いながら、出来る事を検討し開催した。

また、コロナ禍で多くの町民が一堂に集うことが困難な状況の中、地区館単位・各種団体を対象とし、少人数でスポーツの普及を行うことで感染リスクを抑えながらも町民の健康増進と生涯スポーツの振興を図った。また、スポーツ推進委員を派遣し、ニュースポーツ「モルック」の普及活動を行った。

① 町民体育祭の開催

「町民総参加によるスポーツの祭典」をテーマに、夏・秋・冬の3回、町民体育祭を開催している。夏季大会については、新型コロナウイルスの感染拡大のため、やむを得ず中止となったが、開催方法などを検討し、秋・冬大会は開催することができた。

○夏季大会

種 目：グラウンドゴルフ

参加者：—

結 果：中止

○秋季大会

種 目：グラウンドゴルフ

参加者：32地区館（408人）

結 果：優勝 下宮地区館（竜北中グラウンド会場）

若洲地区館（竜北グラウンド会場）

○冬季大会

種 目：モルック

参加者：24地区館（183人）

結果：優勝 今地区館

◇事務局自己評価

町民体育祭は、競技レベルの差を感じない接戦となった試合が年々増え、真剣な中にも和気あいあいとした光景を見ることができるようになってきている。令和4年度は、感染予防や熱中症を考慮し、会場を分散したり、時間を短縮した。開催時期をずらしたり、屋外で出来る競技を取り入れ、出来る方法を検討しながら開催した。

◇教育委員会としての評価や今後の方向性等

令和4年度は、町民の安全と健康に配慮し、コロナ禍でも出来る方法を計画・検討し、秋と冬大会については、開催することができた。

地区館長・体育部長合同会議により、人を集めることが困難という意見が多数出たことで、年齢制限を撤廃し、多くの人に参加できるようルールを変更した。

また、大会終了後は、反省会を開催し意見・要望等について収集し次年度以降の検討材料としている。それぞれの会議において、司会者としては、出席者が意見を出しやすい雰囲気になるように進行係として努めていきたい。

近年の急激な気候変動や「新しい生活様式」等を考慮した開催・運営について検討する必要があると考えられる。

②体力テスト測定会事業

スポーツ推進委員協議会により、社会人を対象にした体力テスト測定会を実施した。今年度は、参加者が参加しやすいよう年齢別で時間を設定して実施し、体力年齢に加え、体組成計を使用した筋肉量や体脂肪量等の測定も行っている。

◇事務局自己評価

広報紙を活用して参加者を募り、体力テストや体成分測定により、筋肉量や脂肪量、内臓脂肪などの情報を認識することで、今後の日常的な運動へつながるように促した。

◇教育委員会としての評価や今後の方向性等

スポーツ推進委員協議会は、スポーツ協会事業や梨マラソン大会の運営協力などの活動や、自主事業として体力テスト測定会や、地区館の要請に応じたスポーツ活動の派遣指導も行っている。

今後も、これまでの活動に加え、新規のニュースポーツの普及活動など、コロナ禍でも活動できる場や方法を模索することで、地域のスポーツ活動の振興を図っていききたい。

③ ニュースポーツの普及

令和4年度は、各地区館や子ども会などの各種団体を対象に、コロナ禍で感染リスクを下げるため、少人数でできるニュースポーツ「モルック」の普及のため、スポーツ推進委員を派遣してルールの説明やアドバイスを行い、実際にプレイすることで、町民同士の親睦を深め、町民の方々の健康増進を図った。

また、スポーツ推進委員主催のモルック大会を2回（6月・12月）開催し、参加者の健康増進と生涯スポーツの振興を図ることができた。

◇事務局自己評価

令和4年度は10の団体、107人に、ニュースポーツ「モルック」の普及を行い、スポーツ推進委員の派遣を4回行った。具体的には生涯学習課職員とスポーツ推進委員が協力して出来ることを模索しながら普及活動を行った。今後も継続していききたい。

◇教育委員会としての評価や今後の方向性等

これまでの活動に加え、新規のニュースポーツの普及活動など、活動の場や方法を模索しながら、町民の健康増進と地域のスポーツ活動の振興を図っていききたい。

④ 体育施設の整備

町内の屋外・屋内体育施設の器具等の保守点検を常に行い、安全性を保持し利用促進に努め、補修し、施設整備に努めている。

◇事務局自己評価

設備の補修、修繕については随時対応している。

コロナ感染症対策のため宮原体育館、竜北グラウンド、桜ヶ丘グラウンドのトイレの改修を行った。

竜北体育センターの音響設備と、桜ヶ丘グラウンドの防球ネットの修繕を行った。

◇教育委員会としての評価や今後の方向性等

所管施設が多く、範囲が広いため、維持管理・点検の方法については検討する必要がある。備品、道具の整備を計画的に実施していききたい。

⑤総合型地域スポーツクラブ

総合型地域スポーツクラブでは、幼児から大人までの幅広い世代で参加できる教室や事業が実施されている。

また、クラブの理念である「融和・健康・地域の元気づくり」の実現のため、地域により愛され、魅力的なクラブとするために継続した活動がより一層、必要になってくる。

◇事務局自己評価

発足から実質11年目の総合型地域スポーツクラブについては、toto（スポーツくじ）の補助が無くなり運営が厳しくなっている。今後は会員の増加を図るため、魅力的な種目の導入や町民への積極的な周知が必要である。

◇教育委員会としての評価や今後の方向性等

地域スポーツ事業は、健康で活力に満ちた町民の育成、また、スポーツを通して年齢を越えた融和が図られ、多くの町民が参加できる事業としてこれからも発展させていくことが求められる。そのために、スポーツの競技能力を高めるだけでなく、より多くのスポーツ種目の楽しさに触れることのできる事業展開を期待したい。

⑥運動環境整備会議

平成30年4月までに、小学校の全運動部活動が社会体育へ移行完了し、順調に活動を行っている。令和3年度も社会体育活動がより充実したものとなるように、運動環境整備会議では、年2回の会議と指導者を対象とした研修会を実施している。

◇事務局自己評価

会議では、各団体の現状と課題について検討した。令和3年度は、コロナ禍での活動となり、施設の利用についての意見が多く出た。また、指導者の研修については、指導力向上のため、スポーツ・ハラスメントの防止についての講演会を実施した。

◇教育委員会としての評価や今後の方向性等

小学校運動部活動の社会体育移行は、町の目標としていた平成30年4月の完全移行が完了し、学校における働き方改革に効果があったと思われる。今後も移行後の検証、活動状況の把握、指導者の育成及び研修を含めた活動支援に取り組む必要がある。

IV 点検評価に対する外部評価委員の意見

1 教育委員会の活動について

- ① 月1回の教育委員会の定例会、臨時会に加え、総合教育会議を6月、2月に開催し、教育行政法の改正による教育行政の責任体制を明確化し、適切に事務処理がなされている。
- ② 会議内容については、協議事項等多岐に亘り、効率的に審議がなされている。
- ③ 教育委員が、年間を通し様々な学校行事等に出席するほか、各学校の経営及び総合訪問で学校長からの学校経営状況説明や授業参観等により、教育現場にじかに触れ意見交換ができることは評価ができる。今後も各教育委員が各学校の諸行事を積極的に参観し、意見を述べることにより一段と理解を深めることになると思われる。
- ④ 学校と教育委員会の意思疎通を図り、児童生徒のため情報を共有し、迅速な対応ができる体制等の確立をお願いしたい。
- ⑤ 生涯学習に関しては、各種町民スポーツ大会やふれあい大学等の文化活動にもできるだけ出席することで、実態把握に努めてほしい。
更に、社会教育に関する諸行事を立案する13名の社会教育委員と連携することが相互理解と活動の活性化を深めることに繋がると思うので、これからの課題として考慮していただきたい。

2 令和4年度 学校教育主要事業について

生涯学習課との連携事業では、町内小学校6年生を対象として立神峡「里地屋敷」で実施していた「宿泊教室体験授業」(生涯学習課主管)並びに、町内中学校2年生を、友好町である北海道大空町に派遣し、また大空町より中学校2年生を受入れ交流する「ふれ愛スタディ事業」(生涯学習課主管)は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から令和3年度に引き続き令和4年度も中止となったが、代替事業としてオンラインによる交流を実施している。これらの事業は児童生徒に自主性や協調性を育むことや、他の地域の自然や文化・歴史にふれることで、自分達が生まれ育ったふるさとの愛着や誇りを持ち自立して生きていく力を育てる上で必要なことと考える。また、地域学校協働本部(生涯学習課主管)と学校運営協議会の両組織は、連携・協働により「地域とともにある学校づくり」に努め、学校の課題解決の一翼を担い学校教育を支援している。中学校区拡大学校運営協議会では小・中学校9年間を見通した取組を連携協議会として具体的な目標を提示し、それに取り組んで欲しい。また、引続き「あいさつ運動」も展開し、今後も地域とともにある学校づくりを推進していただきたい。

本町内のすべての小中学校に特別支援学級があり、熊本県内の特別支援学級数及び児童生徒数と同様、本町でも学級数及び児童生徒数が年々増加している。また、各学校の通常学級には、発達障がいと診断された児童生徒や診断は受けていないが教育上特別な支援が必要と教員が感じる児童生徒が数名いると把握している。本町では、令和4年度は町内小中学校の状況に応じて特別支援教育支援員を12名、特別支援教育医療支援員1名を配置している。特別支援の必要性はこれからも高まっていくものと思われる。今後も教育委員会と就学前の幼稚園・保育所及び小中学校との連携により、少人数指導など個に応じた指導の充実のためにこれからも一人ひとりに応じた指導や支援をしていただきたい。

本町では町内小中学校のICT機器整備が完了し、子どもたち一人ひとりの学習理解を深めるためICT機器を効果的に活用した授業づくりを進め、多くの授業の中で有効活用が図られ、児童生徒の学力向上に役立っている。今後も教職員のICT機器の活用スキルを向上させ、負担感を減らしながら、児童生徒の自律的・主体的学習の展開により、是非子ども達の学力向上につなげて欲しい。

更に、学校でのAI（人工知能）利用については、分からないことはすべてAIに聞き、その答えを鵜呑みにする。そうした安易な使い方が子供たちに広がらないよう学校は慎重に対応し、児童生徒が自分で考える力を失わぬよう慎重な対応をお願いしたい。

学校施設では、小中学校の空調設備の設置が完了し、児童生徒の学習環境が良くなり、健康管理や学習効率は向上するものと思われる。今後も計画的な教育環境整備をお願いしたい。

また、学校は学びの場所だけでなく、災害時は住民の避難場所にもなる。大地震に加え近年多発している豪雨に対しても実効性のある対策をお願いしたい。

学校図書館については、学校図書館法では一定規模以上の小中高校に資格を持つ「司書教諭」を置くように義務づけ、図書館に専従にあたる事務職員「学校司書」の配置を義務づけている。

本町でも適正配置に努め、図書館が子どもが集う楽しい場所になり、探究的な学習の拠点となるとともに、子どもたちの人生を豊かにする図書を充実させていきたい。

学校給食事業について、学校給食共同調理場の老朽化に伴い、長寿命化を図るために令和5年度からの2か年での大規模改修の実施に向けて、実施設計を行っている。なお、氷川中学校の給食調理場は共同調理場への統合に向けた検討を進め、安心・安全な給食事業の推進に努めていただきたい。

3 令和4年度 生涯学習主要事業について

生涯学習事業については、家庭教育、青少年学習活動、成人学習活動、高齢者学習活動など、課職員の創意工夫により、町民のニーズに応じた事業が企画・展開されており高く評価できる。

文化財保護事業については、平成29年度に国指定史跡の野津古墳群、大野窟古墳の保存活用計画が策定されたが、国の名勝指定となった立神峡の活用を含め、町内に残る多くの貴重な歴史的文化遺産を未来へ継承し、広く生かす取り組みを進めていただきたい。平成28年の熊本地震で被災した大野窟古墳については、意見聴取委員会の意見等も踏まえ、毎月羨道部等の点検確認をお願いしたい。野津古墳群の樹木の伐採についても計画的な伐採に努め景観の保持を実施してほしい。

また、郷土の恵まれた自然の中に息づく歴史資料や文化財を展示・公開し、広く町民の理解と関心を深めるとともに、未来を担う子どもたちの郷土愛の醸成を図る手立てとして欲しい。

青少年育成事業については、スマートフォンなどを介したインターネット利用に係る犯罪被害など、青少年を取り巻く環境が複雑さを増す中で、家庭、地域、各種団体と連携を図りながら、地域社会が一体となって青少年の育成を喫緊の重要な課題として捉え、事業を進めていただきたい。

地域学校協働本部事業は、学校だけでなく、学校運営協議会（コミュニティスクール）との連携が重要であると考えている。

また、地域学校協働本部事業は、学校の教育活動の支援はもちろんのこと、ボランティアとして参加していただいている老人会や婦人会等、地域の方々にとってやりがいを感じる良い機会になっている。地域とともにある学校づくりの一環として継続していくべきと考える。

全国大会等出場激励における激励看板設置については、スポーツ振興、文化振興において、町民のみなさんへの周知、また、出場者はもとより、活動する人たちの励みともなっているので継続していただきたい。

生涯学習講座については、町民のニーズが多様化する中ではあるが、学習ニーズの把握に努め、継続して町民のみなさんが学びを拡げられるよう新たな講座等を開設するなど、今まで以上により多くの人に参加の機会が開かれるよう各講座の内容の充実を図って欲しい。

特に、ふれあい大学については、受講生の数が減少しているとのことであるのでその内容等の検討をお願いしたい。

人材育成事業については、小学6年生を対象とした立神峡における集団共同生活を行う「宿泊通学体験事業」、中学2年生を対象とした友好町である大空町の中学生との交流事業である「ふれ愛スタディ事業」は、多感な時期に体験するそれぞれ有意義な事業であると考え、今後も継続していきながらより一層の充実をお願いしたい。

八火図書館は、利用者、貸出数も安定しているが、情報、教育、文化の拠点として、人づくり、地域づくり、まちづくりに貢献するため、読書会等イベントの充実、新たなサービス展開の検討をしていただき、町民のみなさんが利用しやすい図書館となるよう運営の充実を図って欲しい。

最後に、社会体育事業については、近年、スポーツへの関心が高まるなか、そのニーズは多様化傾向にあり、既存体育施設の有効活用は、スポーツ環境の整備という面からも必要不可欠なものであると考える。

スポーツ推進委員による体力測定会が平成27年度から実施され、参加される方が少ないとのことであるが、自分自身の体力年齢や運動能力を知り、健康管理に繋げていく有効な事業であり、町民のみなさんに周知を図り、より多くの方が参加されるよう工夫をお願いしたい。

また、体育施設の整備においては、町民のみなさんがより良い環境で、安全に施設を利用いただき、スポーツに親しめるよう、施設、用具、備品等に不備・不具合がないよう定期的に巡回・点検するなど清掃を含めた維持管理の徹底をお願いしたい。

さらに、施設の状況を確認し、整備が必要なものは、年次計画を立てて計画的に行っていただきたい。

小学校運動部活動は、平成30年度から社会体育での活動となっているが、今後も地域の指導者の育成や研修などの支援が必要であれば、検討していただきたい。

4 総括として

全体として、氷川町（組合）教育委員会の事務の管理及び執行の状況は、適正であったと評価する。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築を図りつつ、働き方改革をさらに推進強化し、今後、効果的、効率的な教育行政を推進していくことを期待する。

また、総括にかかる委員としての意見は次のとおりである。

学校教育については、心の教育の充実、安全教育や防災教育の充実、学力

の充実、特別支援教育の充実、一人ひとりの児童生徒へのきめ細かな一対一の対応（個別指導）、ICTの活用などの対応が今後も引き続き必要であると考える。特に、ICTの活用においては、文部科学省のGIGAスクール構想による児童生徒1人1台端末と高速大容量の通信ネットワーク整備が今後進んでいくことになる。氷川町においても、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に伸長できる教育ICT環境を実現して欲しい。

なお、いじめ問題に関しては、各学校において重要課題の一つとして取り組んでおり、積極的な認知と併せて、100%の解消に努めていきたい。

令和4年度においても、重大事態となる事案は発生していないが、学校や教育委員会の力だけでは解決できない事案に備えて、弁護士等による法的助言をいただける「スクールロイヤー制度」の導入検討を進めていく必要があると考える。

また、地域とともにある学校づくりに向けては、学校運営協議会活動の活性化を図り、学校の課題解決に向けた取組により学校が行う教育活動を支援していただきたい。

教員の働き方改革については、学校の教員が多くの仕事を抱えこんだ結果、長時間労働で疲弊しているが、過重な業務の実態を洗い直し、思い切って削減することが重要である。

更に近年公立小中2割超で教員不足になっているといわれる。このような厳しい状況下ではあるが、本町でも中央教育審議会の特別部会が示した教員の働き方改革の推進に係る提言にあるように、教員の負担減（授業時間数等）のための教員業務支援員の全小中学校への配置をお願いしたい。

生涯学習事業については、高齢化社会を迎え、生涯スポーツや健康づくりを積極的に行うことは重要なことであると考えている。

町民に対する学習機会の提供や学習活動への支援とともに、文化やスポーツ、図書館、青少年健全育成、家庭教育支援など、多くの事業の実施が展開されている。どれも重要な事業であり、より多くの人に参加の機会が開かれるよう事業の周知と積極的な働きかけをお願いする。

教育委員会の活動についても、この点検・評価を通して見直しを行い、常に教育現場の現状把握や情報収集に努め、常に危機管理意識を高めながら町長部局との連携強化を図り、健康で命を大切に、確かな学力を身につけた児童生徒の育成に努めていただきたい。また、健康で明るい家庭と社会作りのための地域ぐるみの豊かな体験活動や、町民文化活動の充実のために更なる努力と活躍を期待する。

V 参考法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 ～抜粋～

[昭和 31 年 6 月

30 日法律第 162 号]

[平成 26 年 6 月 20 日法律第 76 号本条文改正]

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。